

白山市議会

議会運営の申し合わせ事項

- | | |
|------|-------------|
| 第1章 | 総 則 |
| 第2章 | 議案及び動議 |
| 第3章 | 議 事 日 程 |
| 第4章 | 選 挙 |
| 第5章 | 議 事 |
| 第6章 | 発 言 |
| 第7章 | 表 決 |
| 第8章 | 会 議 録 |
| 第9章 | 委 員 会 |
| 第10章 | 請願及び陳情 |
| 第11章 | 全員協議会・議員協議会 |
| 第12章 | 慶 弔 |
| 第13章 | 会 派 |
| 第14章 | その他の事項 |
| 第15章 | 施 行 期 日 |

第1章 総則

件名	内容	関係法令等
議会の呼称	定例会は、開会する年を冠して「〇年白山市議会定例会」と呼称する。会議は、開会又は再開する年及び月を冠して会議ごとに「〇年白山市議会〇月会議」と呼称する。ただし、同一の月内に審議期間の異なる会議が2回以上再開される場合は、2回目以降の会議について、その月の次に回数を記して、「〇年白山市議会〇月第〇回会議」と呼称する。	通規5 ※H25.9.1改定 ※一部 H27.3.1改定
参集の通告方法	議員の応召及び出席の通告は、備え付けの議員出退席表示灯に点灯することにより行う。	会規1
議席の順と決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 一般選挙後の初議会における仮議席は、会議前に議員協議会で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。 議席の指定方法については、当選回数のない順かつ年齢の若い順から始まる。議席の番号は、議長席から見て、前列右端より始め左端に及び、順次後列も同様に及び、後列左端をもって終わる。 本議席は、議長選挙後、議長が仮議席を本議席に指定する。 議席は、議員の任期途中で議長の交代があっても変更しない。 	会規4
一般選挙後の初議会	<ul style="list-style-type: none"> 初議会までの主な会議 議員説明会、会派代表者会議、議員協議会 開会（会議）通知 事務局長名で通知 日程 臨時議長により、議長選挙までの日程を配付する。以後については、新議長により日程を配付する。 	
会期の決定	<ul style="list-style-type: none"> 会期は、2月の招集日から議決した日までとし、あらかじめ議会運営委員会において協議の上、議長が会議に諮って決める。 会期及び会期の延長は、期間及び休会の日数を算入した日数を議決する。 	通規2 会規5、6 ※R2.2.1改定
会議時間	<ul style="list-style-type: none"> 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。開議時間は、原則として午前10時からとする。 会議時間変更の異議を認める人数は、出席議員の2人以上とする。 	会規9①、②
審議日程	諸般の報告・提案説明 ⇒ 質疑・一般質問・委員会付託 ⇒ (委員会開催) ⇒ 委員長報告・質疑・討論・表決	

第2章 議案及び動議

件名	内容	関係法令等
議員提出議案の賛成者	議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者（提出議員を含む。）とともに連署し、その他のもの（意見書等）については2人以上の賛成者（提出議員を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。	法112② 会規14①
議員提出議案の提出期限	議案の提出締め切りは、開会日又は再開日1週間前に開催される議会運営委員会の前日までとする。ただし、意見書提出を求める議案及び決議案の場合は、定例会議最終日に開催される議会運営委員会の前日までとする。	
意見書素案の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 意見書素案は、白山市の公益に関する内容とする。 ※普通公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。 議員が意見書素案を提出する場合の締め切りは開会日又は再開日に開催される議会運営委員会の前日までとする。 提出議員は一般質問最終日に開催される議員協議会において、意見書素案の趣旨説明を行う。その後、議会運営委員会で調整を行い、議案提出の可否及び提出者、賛成者を決定する。 	法99 ※R3.1.26改定 別紙1 フォーチャート参照
議案の配付	<ul style="list-style-type: none"> 市長提出議案等の写しは、市長部局でその必要部数を印刷し、電子資料の配信とともに、原則として、速やかに議長に送付する。議長は、開会日又は再開日の5日前に議案等の写しを議員貸与のタブレット型端末機に配信する。 議員提出議案等については、議会事務局で電子資料を作成し、上程する会議の当日、議員貸与のタブレット型端末機に配信する。 	
動議成立に必要な賛成者の数	動議は、地方自治法又は白山市議会会議規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	会規16
修正の動議	修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	会規17
先決動議の表決の順序	先決動議の表決の順序に対する異議を認める人数は、出席議員の2人以上とする。	会規18
議員提出議案の委員会付託	意見書・決議提出の議員提出議案は、委員会付託を省略する。	会規37③
人事案件の委員会付託	人事案件については、委員会付託を省略する。	会規37③

契約及び財産の取得に関する議案の付託	契約及び財産の取得についての議案は、各所管の常任委員会に付託し審議する。	※H20. 4. 1改定
--------------------	--------------------------------------	--------------

第3章 議事日程

件名	内容	関係法令等
議事日程の作成及び配付	<ul style="list-style-type: none"> 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号を付ける。 議案については、一括形式をとり、件名を入れない。 一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。 議事日程は、遅くとも当日の開議までに議場に配付する。 	会規 20
会議初日の議事日程	①諸般の報告 ②会議録署名議員の指名 ③会期の決定(2月会議のみ) ④議案の上程(説明)	※R3. 12. 17 一部改定
議題の宣告	議題の宣告は、議案番号のみとする。	会規 34

第4章 選挙

件名	内容	関係法令等
選挙の方法	選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。	法 118②
投票	投票は、議席番号順に行う。議長の投票は、事務局職員が投票箱を持参し、議長席より直接投函する。	会規 29
開票の立会人	開票の立会人は、2人とし、議員のうちから原則として議席順に議長が順次指名する。	会規 31
選挙の結果	議会における選挙により当選した議長及び副議長は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行う。この場合において、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求めるものとする。	会規 32

第5章 議事

件名	内容	関係法令等
一括議題に対する異議	一括議題に対する異議を認める人数は、出席議員の1人以上とする。	会規 35

第6章 発言

件名	内容	関係法令等
一般質問	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問は、2月、6月、9月及び12月に開会又は再開される会議の2日目の本会議以降に行う。 一般質問のうち、市長の施政及び所信表明に対するもので、会派に属する議員が会派を代表し行う質問を代表質問とする。 代表質問は原則、2月会議に行うことができる。ただし、議会運営委員会が必要と認めたときは、他の定例会議に 	会規 51、52、62 ※一部 H23. 4. 1改定 ※一部 H24. 11. 27改定

	<p>おいても行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の通告は、発言通告書に質問方法、質問の要旨を具体的に記載し、議会事務局に提出する。ただし、電話、ファックス、メール等による提出はできないものとする。なお、代表質問も同様とする。 ・一般質問の通告は、開会日及び再開日の翌々日の午前10時までに行う。ただし、代表質問がある会議においては1日延長できる。 ・代表質問は、一般質問の初日に行う。この場合、初日は代表質問のみ行うこととし、2日目以降に個人による一般質問を行うこととする。 ・代表質問の順序は、会派構成員の数の多い順とする。ただし、会派構成員が同数の場合は、通告締め切り後、抽選により決定する。 ・個人による一般質問の順序は、通告締め切り後、抽選により行う。 ・質問者は、原則として原稿を作成し、それによって発言する。 ・一般質問の方法は、一問一答方式として、大項目ごとに質問・答弁を行うものとする。ただし、代表質問の方法は、一問一答方式または一括質問方式を選択することができる。 ・一般質問は質問席にて行う。ただし、代表質問において一括質問方式を選択した場合は、登壇して行い、質問終了後、質問席に移動し、再質問は質問席で行う。 ・代表質問を行う者は、質問の冒頭に「会派の代表として質問する」旨、発言する。 ・発言時間は再質問を含め30分以内とし、再質問の回数制限は設けないものとする。 ・一般質問に対する関連質問は、しないこととする。 ・質問要旨を議場及び傍聴者へ配付するものとする。 ・質問制限時間1分前に予鈴を2回鳴らすものとする。 ・代表質問を行う者は、同一定例会議で、個人による一般質問は行わないこととする。 	<p>※一部 H28. 1. 4改定</p> <p>※一部 H31. 4. 1改定</p> <p>※一部 R2. 2. 1改定</p> <p>※一部 R3. 9. 10改定</p>
<p>質疑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑の通告は、質疑を行う会議の前に開催される議会運営委員会の会議開始直前までに行う。なお、通告に当たっては、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載しなければならない。 ・質疑の順序は、通告受付の順序とする。 ・2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として3回を超えることができない。 ・議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。 ・委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対す 	<p>会規 51、56</p>

	る疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。	
発言時間の制限の異議	議長が定めた発言時間の制限に対する異議を認める人数は、出席議員の2人以上とする。	会規 57②
討論の方法	討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。また一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。	
執行機関の発言	執行機関は、特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出ることとする。	

第7章 表決

件名	内 容	関係法令等
表決の方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決することを原則とする。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。 全員に異議がないと認められる事件の表決は、簡易表決とする。 	会規 76
議長の宣告に対する異議	議長の宣告に対する異議を認める人数は、出席議員の3人以上とする。	会規 70②
投票による表決の要求	議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。	会規 71①
簡易表決に対する異議	簡易表決とすることに対する異議を認める人数は、出席議員の3人以上とする。	会規 76
表決の順序に対する異議	表決の順序に対する異議を認める人数は、出席議員の3人以上とする。	会規 77②

第8章 会議録

件名	内 容	関係法令等
会議録署名議員	<ul style="list-style-type: none"> 会議録署名議員は、審議期間を通じて議席順により2人を議長が指名する。ただし、事故があるときは、次の議席にある者を指名する。 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。 	法 123② 会規 88

第9章 委員会

(1) 常任委員会

件名	内 容	関係法令等
常任委員会の名称、委員の定数及び所管	① 総務企画常任委員会 7人 議会事務局、総務部、企画振興部、市民生活部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項 ② 文教福祉常任委員会 7人	委条 2 ※一部 H21. 3. 9改定 ※一部 H24. 12. 20

	<p>教育委員会及び健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>③ 産業建設常任委員会 7人 産業部、観光文化スポーツ部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>④ 予算常任委員会 20人（議長を除く。） 予算に関する事項</p> <p>⑤ 決算常任委員会 19人（議長及び監査委員に選任された議員を除く。） 決算に関する事項</p> <p>⑥ 広報広聴委員会 9人 ア 議会だより発行に関する事項 イ 議会報告会に関する事項 ウ 議会広報・広聴活動に関する事項</p>	<p>改定</p> <p>※一部 H27. 3. 1改定</p> <p>※一部 H26. 4. 1改定</p> <p>※一部 H27. 4. 1改定</p> <p>※一部 H31. 4. 1改定</p> <p>※一部 R3. 12. 17改定</p> <p>※一部 R5. 3. 8改定</p>
常任委員の任期	常任委員の任期は、2年とする。また任期満了による委員の改選は、任期満了の日以降、本会議において、議長が委員を指名する。	<p>委条3</p> <p>※一部 R5. 1. 27改定</p>
常任委員の選任等	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画、文教福祉及び産業建設の各常任委員の選任に当たっては、あらかじめ議長が各議員に希望調書の提出を求め、調整し、指名する。 ・広報広聴委員には、総務企画、文教福祉及び産業建設の各常任委員会から委員3名ずつを指名する。 ・議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。 ・議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。 	<p>※一部 H27. 3. 1改定</p> <p>※委条8一部 H28. 3. 1改定</p> <p>※一部 R5. 3. 8改定</p>
常任委員会の行政視察	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎年1回実施する。ただし、予算・決算常任委員会は除く。 ・視察旅費については、総務企画、文教福祉及び産業建設の各常任委員会は1人12万円、広報広聴委員会は1人6万円を上限とする。 	<p>※一部 H27. 3. 1改定</p>
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議期間中の委員会招集通知は出さない。 ・常任委員会の開議時間は、原則として午前10時とする。 ・常任委員会の表決は、原則として起立による表決とし、全員に異議がないときは、簡易表決とする。 ・常任委員会の会議記録は、要点記録とする。 ・常任委員会は、会期を通じ、それぞれ所管の事務に関して調査研究を行う。また、閉会中の継続調査の議決は、委員長の申出書により行う。 ・委員長協議会は、通常開催しないこととし、委員長が特に必要と認めた場合のみ開催する。 ・委員長は、行政視察後、最初に再開される会議の初日の本会議に行政視察報告を行う。ただし、緊急に再開される会議においては行わない。 	<p>会規 111、131 ①、137</p> <p>※一部 H27. 4. 1改定</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 任期満了による改選または、その他の理由により、正副委員長が交代したときは、所管する委員会の重要案件については、前任者が後任者に引き継ぐものとする。 	
--	---	--

(2) 議会運営委員会

件名	内容	関係法令等
議会運営委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員の定数は、7人とする。 議会運営委員の任期は、2年とする。また任期満了による委員の改選は、任期満了の日以降、本会議において、議長が委員を指名する。 	委条4 ※一部 H29.9.25 改定 ※一部 H31.4.1改定 ※一部 R5.1.27改定
議会運営委員会の委員	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会の委員は、会派から所属議員3人につき1人を選出するものとする。会派とは、3人以上の所属議員を有する会派をいう。 委員には会派代表者を選出することを必須とする。 委員の定数に不足が生じた場合には、別に定める方法により、委員を選出することができる。 議長及び副議長は、議会運営委員会の委員にならないものとする。ただし、議長は法第105条により、副議長は、委員外議員として出席する。 会派の人数に満たない議員は、議会運営委員会を傍聴することができる。 	委条4 運規2 ※一部 H29.12.19 改定 ※一部 R6.7.22改定
決定事項の周知等	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。 	※一部 H27.3.1改定 ※一部 H29.8.23 改定
議会運営委員会の行政視察	<ul style="list-style-type: none"> 行政視察の実施については、委員会で決定する。 視察旅費については1人12万円を上限とする。 	※H20.4.1改定
委員会の記録	議会運営委員会の記録は、要点記録とする。	
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 任期満了による改選または、その他の理由により、正副委員長が交代したときは、所管する委員会の重要案件については、前任者が後任者に引き継ぐものとする。 簡易議会運営委員会は、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議長及び副議長で構成する。 簡易議会運営委員会では、一般質問及び緊急を要する議会の日程調整を行うものとする。 	※全部 H27.4.1改定 R2.12.9改定

(3) 特別委員会

件名	内容	関係法令等
----	----	-------

特別委員会の設置	特別委員会は、議会の議決により設置する。	委条6
特別委員会の名称	特別委員会の名称は、審査又は調査若しくは設置の目的を冠して呼称する。	
特別委員の選任等	<ul style="list-style-type: none"> ・議決を要する特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日に行うものとする。 ・議決を要する特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、原則として委員会設置の議決の当日に行う。 	委条8、9②
特別委員会の行政視察	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察の実施については、委員会で決定する。 ・視察旅費については1人6万円を上限とする。 	
資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置	資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、7人とする。	委条7②
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の表決は、原則として起立による表決とし、全員に異議がないときは、簡易表決とする。 ・特別委員会の会議記録は、要点記録とする。 ・委員長は、行政視察後、最初に再開される会議の初日の本会議に行政視察報告を行う。ただし、緊急に再開される会議においては行わない。 	会規131①、137

第10章 請願及び陳情

件名	内容	関係法令等
請願	<ul style="list-style-type: none"> ・請願は、2月、6月、9月及び12月会議の開会日又は再開日前7日までに提出されたものについて、当該会議の議題とする。ただし、緊急かつやむを得ないと議長が認めるものについては、この限りでない。 ・議長は、原則として請願の紹介議員にならない。また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。 ・請願者が、請願書を取り下げようとする場合は、取下げ申出書を紹介議員を経て、議長に提出しなければならない。 ・請願の訂正については、原則としてこれを認めない。 ・委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明を求めることができる。 	法124
陳情	<ul style="list-style-type: none"> ・陳情は、2月、6月、9月及び12月会議の開会日又は再開日の前日までに提出されたものについて、当該会議の議題とする。ただし、緊急かつやむを得ないと議長が認めるものについては、この限りでない。 ・陳情書又はこれに類するもの（その内容が請願に適合しないと認めるもの）は、議会運営委員会に諮って、その写しを議員に配付し、委員会に送付する。 	

第11章 全員協議会・議員協議会

件名	内容	関係法令等
開催	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、議会の運営その他について必要があると認めるときは、全員協議会及び議員協議会を開くことができる。 ・原則として議員のみの協議会を議員協議会とする。 ・議長は、全員協議会及び議員協議会等（白山市議会会議規則第166条で規定する協議の場合）において、白山市議会委員会条例第15条の2（委員会の開催方法の特例）に準じて、オンラインを活用した会議を開催することができる。 	委条15の2 ※R3.6.24改定
記録	全員協議会及び議員協議会の会議記録は、要点記録とする。	
オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議員等は、オンライン会議への出席を希望するときは、議長の許可を得なければならない。 ・オンライン会議の運用については、白山市議会会議規則及び白山市議会委員会条例に準じる。 	委条 ※R3.6.24改定

第12章 慶弔

件名	内容	関係法令等
叙勲又は受賞	議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。	
弔意	議員が逝去したときは、会議において同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行うものとする。	
弔電	選挙区内への議員としての弔電は、原則廃止とする。 （平成25年4月1日より施行）	

第13章 会派

件名	内容	関係法令等
会派	会派とは、3人以上の議員が所属する会派であって、議長に届け出のあるものとする。	運規2
会派代表者会議	① 名称 会派代表者会議 ② 構成 各会派の代表者及び正副議長とする。ただし、議長はその判断で必要あるときは、みなし会派議員の参画を求めることができるものとする。 ③ 招集及び進行 議長が行う。ただし、組織議会に当たっては、年長議員が行う。 ④ 協議事項 議員に関する事項の調整案について等	
議員控室の使用	会派控室は、第1議員室から第6議員室とし、1会派が1室を使用することを原則とする。ただし、会派所属議員7名以上から2室を使用できるものとする。また、会派数によっては他の会派と相部屋で使用する場合もある。会派に	※全部 H27.3.1改定 ※一部 R6.7.22改定

	属さない議員の控室は、議会控室または未使用の議員室とし、原則として相部屋とする。	
--	--	--

第14章 その他の事項

件名	内容	関係法令等
出席停止の期間	出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。	会規 163
審議会等への議員の参画について	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づくもの以外は、一部のものを除き、審議会等には議員は参画しないものとする。 審議会等の結果は、議会に報告することとする。 	※H20. 4. 1 改定
選考を要する各種審議会等役職の任期	<ul style="list-style-type: none"> 選考を要する各種審議会等役職（充て職を除く）の任期については、常任委員会の任期（2年）と整合を図るものとする。 審議会等役職の任期が常任委員会の任期中に満了する場合の推薦願の処理方法は、同一議員の推薦書を議会事務局から担当課へ事務的に提出するものとする。 	※R2. 12. 9 新規

- ※ 関係法令
- 法・・・地方自治法
 - 会規・・・白山市議会会議規則
 - 委条・・・白山市議会委員会条例
 - 運規・・・白山市議会運営委員会規約
 - 通規・・・白山市議会通年議会の実施に関する規程

第15章 施行期日

- 1 この申し合わせは、平成17年 3月16日から施行する。
- 2 この申し合わせは、平成17年 6月20日から施行する。
- 3 この申し合わせは、平成19年 3月23日から施行する。
- 4 この申し合わせは、平成20年 4月 1日から施行する。
- 5 この申し合わせは、平成21年 3月 9日から施行する。
- 6 この申し合わせは、平成23年 4月 1日から施行する。
- 7 この申し合わせは、平成25年 3月 6日から施行する。
- 8 この申し合わせは、平成25年 9月 1日から施行する。
- 9 この申し合わせは、平成27年 3月 1日から施行する。
- 10 この申し合わせは、平成27年 4月 1日から施行する。
- 11 この申し合わせは、平成28年 3月 1日から施行する。
- 12 この申し合わせは、平成29年 9月25日から施行する。
- 13 この申し合わせは、平成29年11月 1日から施行する。
- 14 この申し合わせは、平成29年12月19日から施行する。
- 15 この申し合わせは、平成31年 4月 1日から施行する。
- 16 この申し合わせは、令和 2年 2月 1日から施行する。
- 17 この申し合わせは、令和 2年12月 9日から施行する。

- 18 この申し合わせは、令和 3年 1月26日から施行する。
- 19 この申し合わせは、令和 3年 7月15日から施行する。
- 20 この申し合わせは、令和 3年 9月10日から施行する。
- 21 この申し合わせは、令和 3年12月17日から施行する。
- 22 この申し合わせは、令和 5年 1月27日から施行する。
- 23 この申し合わせは、令和 5年 3月 8日から施行する。
- 24 この申し合わせは、令和 6年 7月22日から施行する。